

**2022年度
事業所における自己評価集計結果(公表)**

公表:2023年4月15日

事業所名 児童発達支援事業所Tossie 配付職員数 12 回収数 11 割合 91.7 %

チェック項目		はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	7	3	1		定員10名に対して全体から見るとスペース的には狭いが、基準上は問題ない。構造的にスペースを区切ったりすることは難しいが、活動をグループに分けるなど工夫している。天気の良い日には、屋外で活動する事を基本としている。
	2 職員の配置数は適切であるか	9	2			管理者1名・児童発達支援管理責任者2名・児童指導員1名・保育士6名・指導員1名・作業療法士1名(月3回)と、配置基準に保育士を常勤換算で1名多く配置し、より専門的な支援を行っている。さらなる療育内容の充実・安全性の確保を図るために、利用人数によって職員を適宜、配置している。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	7	3	1		個人ロッカーに写真を貼り、視覚でわかりやすく工夫している。段差はなくバリアフリーになっており、各部屋、トイレ、お風呂全てに鍵をかけて安全を確保している。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	9	2			活動の中で、子ども達と職員が一緒に雑巾掛けをしている。日当たりも良く、快適である。体を動かす活動の時には、椅子などを活動室の外に出す等、スペースを広く使えるように工夫している。また、活動に集中できるよう、おもちゃ等は必要に応じて室外から持ってきてている。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか	5	5	1		職員ミーティングを週1回行い、情報共有を図っている。また、職員会議・研修等、月に1回程度できるだけ多くの職員が参加できるような場を設けている。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	7	2		2	2018年度より自己評価を行い、ホームページにて公表している。一部、保護者等の意見が共有できたいないと感じている職員もいる。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	9	1		1	2018年度より自己評価を行い、ホームページにて公表している。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか	6	1	2	2	2020年度初めて第三者評価を受審し、評価結果がどうきょう福祉ナビゲーションに公表している。また、第三者評価で指摘された正規職員と非常勤職員の支援の共通認識を整備するために「児童発達支援のすゝめ」を策定し、全職員に配布した。2023年度に2度目の第三者評価を受審予定である。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	11				年間の研修計画をたて、月に1回行っている。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	10			1	児童のアセスメントシートを活用し保護者からの情報を引き出すとともに、定期利用児童の月案で短期目標を具体的に設定し、職員で共有している。それらを基に児童の実態を把握し、半年ごとに保護者との面談を交えながら個別の支援計画書を作成している。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するためには、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	6	2		3	月案にて児童の実態を把握し、短期目標を具体的に設定し、全職員が共有している。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	8	1		2	個々の発達支援はもちろんの事、家庭内での相談等には隨時対応している。現在地域支援は、積極的には行っていない。児童発達支援ガイドラインをファイルに綴じ、玄関入り口付近に置き、いつでも閲覧できる。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	10		1		月案を作成し、児童の短期目標を全職員で共有している。また、職員ミーティングや職員会議等で職員間で個別の情報を共有し、適切な支援が行われている。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っているか	7	2	1	1	できるだけ職員の意見を聞き、工夫した活動プログラムの立案に努力している。行事には非常勤職員も担当として参加し、正規職員と協力しながら計画を立てている。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	7	3	1		日常の活動(リズムあそび・お散歩など)を大事にしながら、非日常である畠での野菜作り・年長児の「育ちの遠足」なども、感染予防に配慮しながら取り組んでいる。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成しているか	10			1	発達段階を見極めながら、個別に児童発達支援計画を適正に作成している。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	10			1	主に前日に担当の割り振り、注意事項等の確認を行っている。非常勤職員には、当日の朝、できる限り情報共有を図っている。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	3	4	3	1	勤務時間の関係上、正規職員に限るが毎日必ず振り返りを行い、情報を共有している。伝達すべき事柄は他の職員にも共有している。

	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	9	1	1		活動記録にトピックを記録し、支援の検証・改善に繋げている。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか	5	3	2	1	毎日、連絡帳および児童送迎の際に保護者の方と情報を共有している。必要があれば個別面談等も行っている。半年に1度は必ず、個別支援計画に伴う個別面談を行っている。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	8			3	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議には児童発達支援管理責任者または担当職員が積極的に参加している。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	9		1	1	年に2回行われる府中市児童発達支援連絡会に参加するとともに、個別の電話相談・見学希望等に対応している。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか	1	1	1	4	医療的ケアが必要な子どもを受け入れていない。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか	1		2	4	医療的ケアが必要な子どもを受け入れていない。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	8			3	幼稚園・保育園へ転所する児童に対し、児童発達支援計画を基にした移行支援を書類にて行っている。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	8	1		1	卒所する児童に対し、児童発達支援計画を基にした移行支援を書類にて行っている。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	7		1	3	児童発達支援センターから職員の見学を受け入れ、児童支援の共有を図っている。また、発達センターが主催する研修にも参加し、他の職員へも情報を共有している。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもも活動する機会があるか	3	6	2		例年は子どもの発達段階に考慮しながら、法人内の保育園と、定期的に交流している。今年も感染予防の為に、取り組めていない。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか	2	3	1	5	事業所として勤務時間内に積極的に参加はしていない。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	10	1			毎日、連絡帳および児童送迎の際に保護者と情報を共有している。必要があれば個別面談等も行っている。半年に1度は必ず、個別支援計画に伴う個別面談を行っているが、今年は電話面談を中心とした。電話面談は2名の職員が日替わりで電話することが保護者の頭を整理する機会になり、具体的な話ができると好評であった。
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っているか	8	1		2	保護者懇談会(年1回)、両親学級(年4回)、就学相談会(年1回)をオンラインにて開催した。保護者からの要望に応え、給食レシピも作成し、配布した。また写真と文章で構成した「子どもの育ち」も発行して、保護者と職員間で子どもの発達について共有している。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	8			3	重要事項説明は、閲覧できるように常時掲示している。利用者負担についても、利用開始前の重要事項面談の際に、説明している。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか	9			2	例年、半年に1度個別支援計画に伴う個別面談を必ず行い、保護者の同意を得ている。今年は、感染予防のために、電話面談とした。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	10			1	随時、相談に適切に応じ、助言と支援を行っている。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか	7	2	1	1	保育園の文集作り等、できる限りの協力をはかっている。例年、保護者懇談会を開催したり、親睦会を企画する等、保護者同士の連携を支援しているが、今年は感染予防の為に難しかった。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか	10		1		随時、必要に応じ対応している。一部、職員間での共有不足を感じている職員もいる。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	10	1			毎日ブログにて活動内容や給食を発信している。また、今年も写真付きの活動報告「子どもの育ち」を年2回発行して、利用児童全員の育ちの姿を、全保護者が共有できた。必要に応じて「Tossieだより」も発行している。
	38	個人情報の取扱いに十分注意しているか	11				職員マニュアルを基に、職員に周知し、十分配慮している。

	39 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	10		1		児童に対しては言葉の表出も大切にしながら、ジェスチャーも併用して意志の疎通に努めている。保護者へは連絡帳や、必要に応じて電話等で連絡をするなど、情報の共有に努めている。一部、基本的な考え方の共有が必要と感じる職員もいる。
	40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか		3	7	1	地域と関わった行事等を今のところ行っていないが、地域の方に理解して頂けるよう、今後企画していく必要があると考える。
非常時等の対応	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか	11				緊急時対応マニュアルを保護者にも配布し、定期的に(月1回)児童の避難訓練を行っている。防犯マニュアル・感染症対応マニュアルは周知はしていないため、今後整備し周知に努める。
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	11				定期的に避難訓練を行っている。また非常時の食事も保護者からお預かりし、個別に管理している。
	43 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか	10		1		児童表・アセスマントシートを参考にし、保護者から申し出があった事項に限り状況を確認している。
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	9	2			アレルギーが多い「卵」「乳製品」「小麦粉」は給食で提供していない。また、事前に保護者に食材表にて確認してもらい、口にしたことがない食材は提供していない。
	45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	11				ヒヤリハットが起きた場合に、再発防止のための書類を作成し、職員で共有している。また職員研修でも取り上げ、さらなる共有を図った。
	46 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	9	1	1		虐待防止委員会を開催し、全職員が職員研修および自己チェックリストを行った。一部、改善の必要を感じている職員もいる。
	47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか	6	2		3	座位保持椅子を使用する児童については、個別支援計画に記載している。やむを得ない身体拘束は基本的に行っていないが、令和4年度からの「身体拘束適正化」の義務化に伴い、身体拘束適正化の規程、身体拘束適正化委員会、身体拘束の記録を整備した。